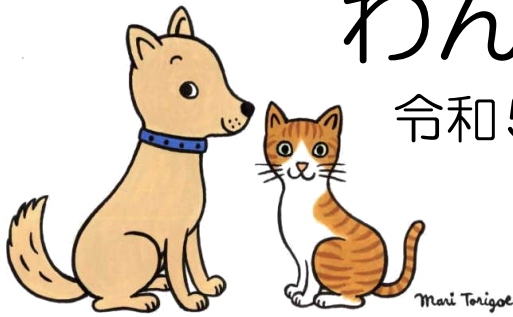


# わんわんレポート

令和5年12・1月号 No.413



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

アニマモール  
川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき  
川崎市中原区上平間1700番地8  
電話 044-589-7137



## 動物愛護センターでの譲渡について

動物愛護センターでは収容された動物を新しい飼い主様に譲渡しております。以下、譲渡関係の最近のトピックと、改めて飼い主になる条件をご案内いたします。

### 譲渡情報HPを 見やすくしました

動物愛護センターの譲渡動物のページを分かりやすく変更しております。また猫のリンクから一部の猫について動画が見れるようになりました。

#### 飼い主様募集中



### 譲渡会 第3日曜日開催!

新型コロナの影響で長らく中止していました動物愛護センターでの譲渡会が、11月から毎月第3日曜日に開催することとなりました! センター譲渡動物以外にも、登録された愛護団体も同時に譲渡会を開催することも多いので、ぜひ遊びに来てください。



### 飼い主になる条件

1. 市内及び県内、都内に在住している成人であること。
2. 家族全員の同意があること。
3. 譲渡される動物を適正に飼養管理し、終生飼養すること。
4. 飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼育が承認されていることが明示されている規約等の文書(写し)が提出できること。
5. 不妊去勢手術を実施すること。
6. マイクロチップを挿入し、所有者明示をすること。
7. 犬の場合には登録、狂犬病予防注射を実施すること。
8. 原則として65歳以上の高齢者世帯でないこと。
9. 原則として独居ではないこと。
10. 譲渡時の誓約書の内容を理解し、遵守できること。
11. センターが実施する譲渡前講習会を受講すること。
12. センターが実施する譲渡後調査(現地訪問を含む。)に協力できること。
13. センターが指導する飼養方法を遵守すること。
14. 本市の動物愛護行政に係る施策等を理解していることと。

## 第13期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました!

かわさき犬・猫愛護ボランティアは、2年ごとに登録を行っているボランティアです。令和5年11月1日から、継続された91名に、新たに56名の方が加わり、総勢147名で第13期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました。多くの皆様にご登録いただきありがとうございます。

ボランティアの皆さまには、それぞれの地域で、犬・猫等の適正飼養に関する普及啓発や、災害時における、川崎市が行う犬・猫等の動物の避難、保護に係る協力等をお願いいたします。



# 犬や猫を飼う前に考えてほしいこと



動物は人と同じように、生きるためにご飯を食べて、糞尿をします。病気になりケガをすることもあります。言葉を話すことはしませんが、体全体で気持ちを表現します。動物の飼い主には、動物の所有者として、「命ある」動物を愛護し、適切に管理すること、最後まで責任をもって飼うことが必要です。

動物愛護センターには、「引っ越しで飼えなくなった」「子どもにアレルギーがでた」「病気になりお世話ができなくなった」などといった相談が多数寄せられます。

以下のことをよく考えて、「今は飼わない」と判断することも大事な選択です。



## 1 犬や猫は14年以上生きます

今のご自身の年齢を考えて、動物がその命を終えるまで責任をもって飼うことはできますか？

## 2 犬や猫を飼うにはお金がかかります

毎日のごはんやシーツ等の消耗品、健康管理のためのワクチンや予防注射の接種、ケガや病気の治療、シャンプーやトリミングなど、多額のお金が必要です。とくにケガや病気などは急な出費となる場合もあります。

ペット(犬・猫)にかかる年間支出額

種類	大きさ	総額(円)	治療費(円) ※1	フード代(円)	年齢(歳)
犬	小型犬	320,250	64,628	42,925	5.3
	中型犬	383,273	79,722	87,114	5.6
	大型犬	479,020	54,943	138,977	4.9
猫		164,835	31,848	42,925	4.9

出典：“ペットにかかる年間支出額調査2020”アニコム損害保険株式会社 2021-3-23 ニュースリリース  
(集計対象：アニコム損保の保険契約者 3000名以上から得られた回答)  
URL [https://www.anicom-sompo.co.jp/news/2020/news\\_0210323.html](https://www.anicom-sompo.co.jp/news/2020/news_0210323.html)

※1 ワクチンなどの予防薬の費用は、治療費には含まれていません。

これはあくまで平均額ですので、実際にはこれより高額な費用がかかる場合もあります。

## 3 飼い主の責務は法律や条例で定められています

飼い主の責務として、次のことが定められています。

- ・動物の健康と安全を保持し、他者に迷惑をかけないようにすること
- ・動物の病気や感染症について正しい知識を持ち、予防に努めること
- ・動物が逃げたり、迷子にならないように対策をとること
- ・動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと
- ・動物の所有者であることを明らかにすること
- ・むやみに数を増やしたり繁殖させないこと
- ・災害に備えること
- ・犬の登録や狂犬病の予防接種を1年に1回行うこと

